

2020GLの周知 -医療監視における2020GL遵守指導-

研究分担者： 聖マリアンナ医科大学 太組一朗

医療法第25条に基づく病院に対する立入検査（医療監視）

1 立入検査の目的

医療法第25条の規定に基づく立入検査は、病院等が医療法及び関係法令に規定された人員及び構造設備等を有し、かつ、適正な管理を行っているかについて検査を行うことにより、病院等を良質かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的としています。

2 検査実施機関

都道府県、保健所を設置する市、特別区（東京都23区）

3 検査項目

医療従事者数の充足状況（充足率）

安全管理体制の確保状況

2020GLに基づいたプリオン病対策を行うよう指導する

院内感染対策の実施状況

診療録等の管理状況など。

解 説

1. 2020GLについて「市区町村が行う医療監視において、2020GLに基づいたプリオン病対策を行うよう指導する」ことは、研究班・学会・行政の合意形成を即時的に明示することができ、2020GLの周知徹底に有効であると考えられる。